

## 不要品の処分を考えている方

# 不要品をごみとして捨てる前に! おいくら? でリユースを検討して みませんか?

市では、(株)マーケットエンタープライズと8月23日に連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユース(再利用)の推進しています。

### ●「おいくら」とは?

複数のショップの買取価格を比較し、手間なく売却できるサービスです。

ソファなどの大型の家具だけでなく、市では処理できない冷蔵庫や洗濯機といった家電なども、条件が合えば当日中に自宅まで引き取りに来てくれる場合があります。費用や手間をかけて捨てる前に、ぜひ一度ご利用を検討してみてください。

※再販できる品物が買い取りの対象となりますので、すべての品物をお引き取りできるわけではありません。



詳しくは、こちらをご覧ください

◆問い合わせ = ④生活環境課 (内線4434)

## 国民健康保険について…vol 3

国民健康保険税の支払い方法について、ご案内します。

### ①納付書でのお支払い

お手元に届いた納付書をもとに、現金でお支払いいただく方法です。

金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いすることができます。

※スマートフォンアプリ (PayB・PayPay・LINEPay)、お支払いサイトでも納付できます。

詳しくは、各アプリ (スマートフォンアプリの場合) および地方税お支払いサイトのホームページなどをご覧ください。



### ②口座振替でのお支払い (納め忘れを防ぐために、おすすめの方法です。)

口座のある金融機関へ届出をすることで、口座振替でお支払いいただく方法です。

振替開始時期が決定したら、事前に通知をします。引き落とし日までに残高の確認をお願いします。

※納税義務者 (世帯主) が変更となる場合には、新納税義務者 (新世帯主) での口座振替の手続きが再度必要になる場合があります。再度、金融機関で届出をお願いします。



### 【現金及び口座振替の場合の納期限 (引落日)】

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限 (引落日)	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月26日	翌年1月末日	翌年2月末日	翌年3月末日

※納期限 (引落日) が、土日祝日の場合には翌日の平日が納期限 (引落日) となります。

### ③年金からの天引き (特別徴収) でのお支払い

公的年金の支給の際に、国民健康保険税が天引きされる制度です。対象の世帯には、事前にお知らせします。

### 【年金からの天引き (特別徴収) の場合】

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月

◆税額・年金からの天引きに関する問い合わせ = ④健康保険課 (内線1220)

⑤暮らしの窓口課 (内線8027)

◆納税・納付方法に関する問い合わせ = ④税務課 (内線1510)